

川崎市選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和7年10月16日

川崎市選挙管理委員会

委員長 廣 田 健 一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び同法第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び同法第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

25,600人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

259,994人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び同法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区	63,146人
幸 区	47,790人
中原区	73,879人
高津区	65,024人
宮前区	64,716人
多摩区	62,436人
麻生区	49,661人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び同法第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

213,326人